

## アンテナショップ催事出展支援金交付要領

### 1 趣旨

この要領は、鳥取県内の小規模事業者が、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」（以下「アンテナショップ」という。）において、出展販売及び催事出展（以下「出展」という。）する際の支援金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 制度の目的

アンテナショップでの出展を通じて、商品の宣伝・販売及び消費者ニーズの把握を行い販路の拡大や商品開発・改良へ役立てようとする県内事業者の活動に対して、アンテナショップ催事出展支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、出展に係る負担の軽減を図ることを目的とする。

### 3 支援金の交付

#### (1) 交付の対象となる者

食品製造事業者、生産加工グループ、民芸事業者等の小規模事業者  
〔小規模事業者とは〕

中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者）」と同等程度の事業者

※「県が認める公的団体」は、交付対象者に該当しないものとする。

※アンテナショップでの出展について、他に国・県・市町村等から補助金の交付等を受けている場合は、交付対象者に該当しないものとする。

※社員（臨時に雇用する職員を含む）を鳥取県内から派遣する場合に限るものとする。

※アンテナショップ「プロモーションゾーン」での出展時間は、原則として午前10時から午後6時までとする。

#### (2) 支援金の上限人数

1催事当たり2名までとする。

ただし、1催事に複数の事業者が出展する場合は1事業者1名までとする。

※複数の催事に続けて実施する場合は、催事日数を通算し、それに応じた支援金を交付する。

#### (3) 支援金交付の上限回数

1事業者あたり年4回まで

#### (4) 交付額（1名分）

| 催事日数                 | 1日間     | 2日間     | 3日間     | 4日間     | 5日間     | 6日間      | 7日間      |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 交付額（通常）              | 30,000円 | 35,000円 | 40,000円 | 45,000円 | 50,000円 | 55,000円  | 60,000円  |
| 交付額（「チャレンジ商品」制度申請分）※ | 37,500円 | 50,000円 | 62,500円 | 75,000円 | 87,500円 | 100,000円 | 112,500円 |

※平成30年度鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「チャレンジ商品」認定商品を認定期間中に対面販売する場合に限り、通常の交付額より7,500円/日を増額交付する。

#### (5) 支払方法

支援金は、出展後に鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会会長へ提出するプロモーションゾーン利用報告書（様式第3号）又は催事スペース利用実績報告書（様式第3号）に基づき、出展者の指定口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は出展者が負担するものとする。

また、チャレンジ商品制度と併用し、交付額を申請するときは、チャレンジ商品認定書の写しを添付して申請することとする。